

後期高齢者医療制度の平成30・31年度の 保険料率は据え置きとなりました

医療費の増加に伴い、医療保険が負担する費用も増加していますが、基金を活用することにより、**平成28・29年度から据え置くこととなりました。**

平成30年度の個々の保険料額につきましては、前年中の所得が確定した後、7月初旬に決定する予定です。

被保険者均等割額	所得割率
54,394円	11.42%

後期高齢者医療制度では、自己負担分を除いた後期高齢者の医療費の支払などに必要な費用のうち、約5割を国・県・市町村の公費、約4割を現役世代の方が加入する医療保険からの支援金で負担しており、被保険者の皆さんに負担していただく保険料は全体の約1割となっています。

保険料の計算方法

保険料は一律に負担していただく「被保険者均等割額」と所得に応じて負担していただく「所得割額」を合計して被保険者個人ごとに算出します。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたりの} \\ \text{年間保険料} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{1人あたり定額の保険料} \\ \text{【被保険者均等割額】} \\ \text{54,394円} \\ \hline \end{array}
 +
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得に応じた保険料} \\ \text{【所得割額】} \\ \text{（※）賦課基準額} \times 11.42\% \\ \hline \end{array}$$

※賦課基準額とは、総所得金額など（被保険者の前年中の収入額から各種控除や必要経費を除いた所得の合計額）から基礎控除額（33万円）を差し引いた金額です。

○ **1人あたりの年間保険料の上限額が57万円から62万円に変わります。**

◆保険料の軽減について

○【被保険者均等割額の軽減】（対象者の一部拡大）

平成30年度分の保険料からは、**5割軽減および2割軽減の対象者が広がります。**

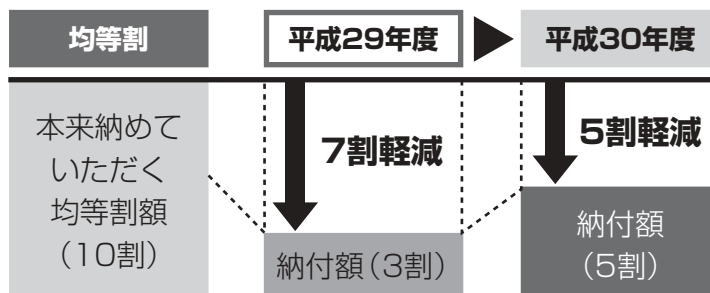
軽減の割合	軽減後の被保険者均等割額	同一世帯内の世帯主と被保険者の総所得金額等の合計額	
		平成29年度までの判定基準	平成30年度からの判定基準
9割	5,439円	33万円以下で被保険者全員が年金収入80万円以下（その他所得がない）	変更なし
8.5割	8,159円	33万円以下で9割軽減の基準に該当しない	変更なし
5割	27,197円	33万円+（ 27万円 ×被保険者数）以下	33万円+（ 27万5千円 ×被保険者数）以下
2割	43,515円	33万円+（ 49万円 ×被保険者数）以下	33万円+（ 50万円 ×被保険者数）以下

※軽減は、世帯主および被保険者の総所得金額等の合計額（65歳以上で公的年金の所得がある場合、公的年金等所得から15万円を差し引いた額）の状況により判定します。

◆特例措置による保険料軽減の一部見直しについて

○【被用者保険の被扶養者であった方（元被扶養者）の軽減】

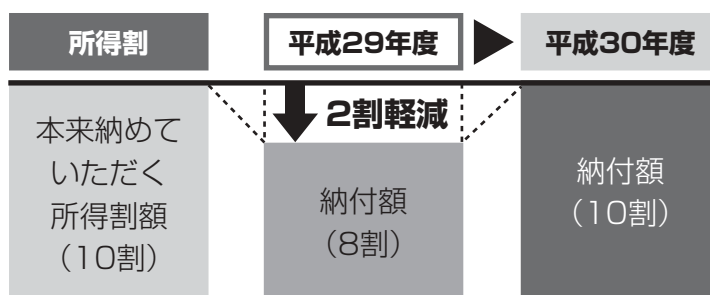
後期高齢者医療に加入する前日に、ご家族の健康保険などで被扶養者であった方の被保険者均等割額が、**7割軽減から5割軽減**に縮小されます。所得割額は賦課されません。



※被保険者均等割額の判定基準（9割または8.5割軽減）に該当する場合は、9割または8.5割軽減が適用されます。

○【所得割額の軽減の廃止】

制度の持続性を高めるため、また、世代間・世代内の負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成30年度からは、所得割額の軽減措置が**廃止**となります。



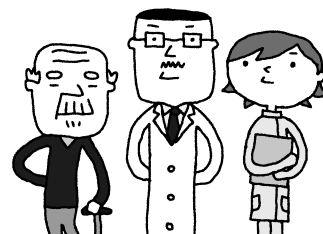
※保険料の軽減は、その年度の4月1日（4月2日以降新たに資格を取得した方は資格取得日）時点の世帯構成による世帯主および被保険者全員の前年中の所得をもとに算定されます。

世帯主および被保険者のうち、**前年中の所得が未申告の方がいた場合、その世帯の被保険者全員の保険料の軽減が判定できませんので、必ず所得の申告をお願いします。**

◆年金からの天引き（特別徴収）の場合

○前半（4・6・8月）…前年度後半と同じ額を天引き

○後半（10・12・2月）…残りの保険料を調整して天引き



平成30年度の保険料が増額する場合でも、実際に天引き額が増えるのは後半（10・12・2月）です。月ごとの天引き額などの詳細は、7月中旬以降に送付する平成30年度の保険料納入通知書をご覧ください。

**保険料は、皆さんに安心して医療を受けていただくための大切な財源です。
納付へのご理解とご協力をお願いいたします。**

【お問い合わせ】 本庁 住民課 国保係 ☎43-2800
佐賀支所 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112